


陳述書（防災と経済的合理性）

2014年3月17日

那覇地方裁判所 御中

住所 沖縄県沖縄市字古謝 1166

氏名 前川 盛治 

1 埋立地の地盤面の高さ及び津波の危険性について

(1) 東日本大震災を経た現在（変更申請承認時）においては、被告らが埋立地は安全な高さを保っていると考えた根拠である「沖縄県津波・高潮被害想定調査」の内容が根底から変更されようとしていたというのが実情でした。すなわち、東日本大震災において、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生し、甚大な被害が発生したのです。その結果、これまでの地震・津波対策のあり方に大きな課題が残り、まず国はこれまでの防災基本計画を修正することとしました。そして、沖縄県においては、これまでの地震・津波対策等を検証し、沖縄県地域防災計画の見直し等に反映するため、平成23年6月16日、「沖縄県地震・津波想定検討委員会」を設置し、これまで計4回の議論を経て、その取りまとめた内容を平成23年9月12日に発表しています。その取りまとめ内容には、「少なくとも海拔5mを最低限度の浸水域として設定」することが盛り込まれているのです。

(2) ここで、海拔とCDLの関係を説明しておく、被告沖縄市長の主張のとおり、中城湾港のCDLは、海拔標高より122.1cm低いため、 $\text{海拔}0\text{cm} = \text{CDL} - 122.1\text{cm}$ となります。すなわち、CDLの数値から海拔を導くには、CDLの数値から122.1cmを引けば良いのです。従って、県施工部分の地盤高CDL+4.00mというのは、海拔2.779mとなります。そして、国施工部分の地盤高CDL+6.3mというのは、海拔5.079mとなります。以上のことから明らかなように、本件計画に基づく埋立地の地盤高は、沖縄県が設置した「沖縄県地震・津波想定検討委員会」の検討結果に従えば、県施工部分は完全に浸水域に属し、また、国施工部分は「最低限度の浸水域」から僅かに7.9cm高いだけなのです。

更に、気象庁のホームページによれば、そもそも津波の高さは平常潮位（過去に観測された潮位データの解析をもとにして計算した予測値からの高さですが、満潮時に襲来すれば、当然、朔望平均満潮位（朔<新月>および望<満月>の日から5日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値。泡瀬では、CDL 217.4cm<海拔95.3cm>）からの高さになります。

そうすると、平常潮位を念頭に置いて海拔5メートルを最低限度の浸水域に設定するという考え方に照らすと、満潮時には海拔5.953m(5m+95.3cm)が最低限度の浸水域になるということなのです。先ほど、国施工部分は最低限度の浸水域から僅かに7.9cm高いだけであると言いましたが、津波が来たときの潮位が、平常潮位より少し高くなっていただけで、国施工部分も浸水域になってしまうのです。

- (3) なお、ここまでの議論は、後述する「沖縄県津波被害想定検討結果について」の発表により過去のものになってしまいましたが、同発表以前の議論として述べておきます。

2 津波からの避難について

- (1) 被告らは、「津波避難ビルの指定」「避難タワーの整備」「避難支援情報提供システムの構築」「避難訓練の実施」「人工島内におけるショッピング施設やホテルの屋上を利用した避難施設の確保」「住民の防災意識の向上」「海岸保全施設等の整備」「浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用」「土地のかさ上げ」「避難場所・津波避難ビル等」「避難路・避難階段の整備・確保」「津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制」などの言葉を並べ、本件計画が災害防止に対する配慮がなされたものであることを主張しています。
- (2) しかし、そもそも上記の言葉の具体的な中身が何であるかは未だ明らかになっていません。どの建物が「津波避難ビル」になるのか、そもそもそのような建物が建つのか、「避難タワー」とは何か、どこに作られるのか、「避難支援情報提供システム」とは何か、「海岸保全施設等」とは何か、これらのインフラにはいったいいくらの費用がかかり、誰がそれを負担するのか。現段階では何も明らかになっていないのです。

人工島内におけるショッピング施設やホテルは立地するかどうかも不確定であり、また何時頃建設されるかも分かりません。不確定の構造物を「避難場所として利用する」という対策は、あまりにも無責任であり、人命軽視も甚だしいと考えます。現在の津波避難対策では、沖縄市の見解としても5階建て以上が避難建物(甲D10「沖縄市議会答弁」)であり、5階建てでないショッピング施設は、避難場所たりえないはずですが、人工島内におけるショッピング施設は、国申請書では、面積だけ記載され、階数の記載は無いという状況です。

ホテルについても、仮にそれが誘致されても、その規模も未確定です。計画されているホテルは5階建て1棟ですが、屋上面積は、6480㎡(甲A-1号証、91頁)であり、一体何人の人が避難できるのかも分かりません。

避難の過程においては、階段を使用する人も多いと思われませんが、階段がいくつどこに作られるのかも分かりません。

- (3) この点、経済的合理性とも関わりますが、県は、一日平均述べ1万1千人の利用客を見込んでいると言っています（甲D13）。本当にそんな需要があるのか疑問ですが、仮にそうなった場合、埋立地には観光客が多数押し寄せることとなります。その観光客相手に、どのように避難訓練をするつもりなのでしょうか。
- (4) 結局、被告らの主張は、可能かどうか分からないのに、後で何とかするからとりあえず埋立だけは進めよう、という考え方が根底にあるとも取られても仕方のないものであるといえるでしょう。

3 アクセス道路の数について

被告らは、アクセス道路による避難より埋立地内での避難を考えることが大事であるという主張をしています。我々原告らも、埋立地内における避難の方法を考えることは大切であると考えますが、そのことと、アクセス道路の本数を減らすことは全く別です。アクセス道路の本数があればあるほど、沖縄本島の陸地への避難の可能性が増えることは否定できないはずです。その上で、従前予定していた本数より減らすということは、それでも防災上問題がないという検討がなされた結果でなければならないはずです。しかし、道路の本数を減らす点につき、防災上どのような根拠・資料に基づき、誰がどのような検討をしたのかは全く明らかになっておりません。

4 埋立地に建築される建物等について

- (1) 埋立地に建築される建物が、建築時の各種基準に基づき、設計・建築されることは当然だと思います。問題は、現行の各種基準が、津波による被害にどこまで対応できているのか、という点です。東日本大震災において倒壊した施設も、現行の基準を守って設計・建築されたはずですが、ご承知のような凄惨な状態になってしまいました（ニュース映像等で、かつての住宅街が何も無い平地になってしまっている映像を誰もが一度は目にしているはずです）。

私達が問題と捉えているのは、現行の（正確には、かつて定められて、ただ現在まで続いているにすぎない）基準に従っていればそれでいいといえるのか、という点なのです。現行の各種基準では不十分であるということを教えてくれたのがあの震災ではなかったのでしょうか。現行の建築に関する基準は、決して津波対策に十分配慮したものではなかったということが明らかになったのではないのでしょうか。

未曾有の大震災を経た現在において、何の検討もせずに現行基準に従っているから大丈夫、というだけでは、災害防止につき十分配慮したとは到底言えないというべきです。

(2) この点について、原告らと被告らとの間で、基本的な考え方自体に食い違いが見られるように思われるので、次の点を指摘しておきます。

埋立地を造成する場合、その埋立地に何を設置するのか、埋立地をどのように利用するのかを定めないまま、とにかくまず埋立だけを行う（埋立が承認される）ということはありません。その事は、第一次泡瀬干潟公金支出差止訴訟でも明らかになったところです。

そのような前提の上で、公有水面埋立法4条1項2号は、その埋立計画が「災害防止に付十分配慮せられたるもの」であることを要求しているのですから、ここでいう「災害防止に付十分配慮」というのは、「埋立地に設置される構造物や、埋立地の利用方法に照らして、災害が発生した時に人間や構造物に被害が出ないよう、またはそもそも災害が発生しないよう十分配慮されたものであること」を要求していることは明らかです。ということは、埋立計画自体に、災害発生時にどこにどのように避難すれば被害が防げるのかということを検討した跡があり、その検討過程と検討結果が、十分批判に耐え得るもの(十分配慮されたもの)でなければならないことも言うまでもないことです。

5 液状化現象について

(1) 液状化については、防災上の観点と、経済的合理性の観点の両方から考える必要があります。

(2) まず、防災の観点から述べます。

2011年3月11日に発生した東日本大震災は、地震動、津波、液状化現象等により激甚な被害をもたらし、更に原子力災害や停電等による二次的被害が深刻な追い打ちをかけました。

地震動と津波による被害は、死者・不明者1万9千名余に達するものであり、災害への備えにおいて「想定外」が許されないことをまざまざと見せつけた。一方、液状化現象も、宅地や工業地帯に大被害をもたらし、千葉県浦安市などの住宅地の深刻な被害の様子が、当初から大きく報じられました。

浦安市の住宅地は、河口付近の漁師町として旧くから集落があった元町、1960年代以降に行われた埋立工事のうち第1次で生まれた中町、第2次で加わった新町の主に3地域に分類されます。内陸側の東京メトロ東西線浦安駅付近が元町、海寄りを走るJR京葉線の舞浜駅、新浦安駅を最寄りとするのが中町・新町であり、東京ディズニーリゾートも埋立地に存在します。

そのうち、東日本大震災関係で広範囲に液状化現象が発生したのは埋立地である中町・新町でした。

地震・津波・液状化の被害は、行政や専門家はもとより、広く国民に強烈な印象を与えることとなりました。東日本大震災以降、中央・地方の行政も、民間の企業経営も、これらの災害への備えを再検討し、可能な限りの対策を講ずることが、絶対の要請となったのです。

- (3) 泡瀬干潟埋め立て事業の現行計画は、東日本大震災の直前にとりまとめられましたが、沖縄県と国は、未曾有の被害を生じさせた東日本大震災があったにもかかわらず、東日本大震災前にとりまとめられた計画を何ら修正することのないまま、平成23年4月26日に、変更の許可申請、変更の承認申請を為し、同申請は、同年7月19日付で許可・承認されています。

本来、本件事業においては、東日本大震災後の新知見や国民意識の変化を十分に反映して、地震・津波・液状化現象対策についての再検討を行って安全性を十分にチェックし、所要の災害防止・軽減策が講じられ、そのことについて、沖縄市民・沖縄県民はもとより広く国民や入居を求める企業等に対し十分な説明がなされるべきですが、事業者がそれらを行うことはありませんでした。

そうである以上、事業者が現在進めようとしている計画については、地震・津波・液状化現象対策等につき、激甚な被害を生じさせた東日本大震災後に国をあげて為される災害対策についての検証・検討結果等を待つまでもなく、十分に安全な設計が現に施され、それに必要な資金計画が講じられ、かつそのことについての十分な説明責任が果たされている必要があるというべきです。

- (4) 沖縄県が実施した平成18・19年沖縄県津波・高潮被害想定調査の報告書(甲D13:23頁参照)、平成22年3月にまとめられた「沖縄県地震被害想定調査報告書(概要版)」(甲D14)、平成23年9月の沖縄県地震・津波想定検討委員会のとりまとめ(甲D1)、琉球大学理学部の中村衛准教授の「中部琉球海溝でM8クラス地震が起こった場合の津波」(甲D15)などは、沖縄本島東海岸が大地震・巨大地震に見舞われうることを示しています。

そうであれば、海溝や海底活断層が従来被害想定よりも大きな地震・津波を発生させるとの予測見直しは、本来は、東日本大震災を契機とするまでもなく学界の動向を踏まえつつなされるべきでした。

そのような見直し作業を怠っていたことをひとまず横におくとしても、少なくとも東日本大震災の発生メカニズムが報じられた段階で、東北地方と同様に沖合に海溝や断層をもつ沖縄本島につき、行政当局が巨大地震・大地震

とそれに伴う津波や液状化現象を想定することは、行政の当然の責務であったといえます。

沖縄トラフを専門家がどう見ているかについては、2012年4月にNHKが放送した「NHKスペシャル MEGAQUAKE 第2回 津波はどこまで巨大化するのか」における、シンガポールのヤンゴン工科大学ケリー・シー教授のインタビューによく示されているようです。すなわち、同教授は、インドネシアのスマトラ島沖で続けてきた地震の研究に基づき、プレートの境目で巨大地震が連続して起こる可能性を予測し、「九州から沖縄にかけての地域（琉球弧）では、大地震があるかもしれません。南海トラフでは巨大地震が起こると予想されます。房総沖では地震が起こるかどうかが懸念されます。」と述べている。さらに、「東日本大震災は終わりではなく、次への連鎖の始まりかもしれません。「また巨大地震に襲われる」という恐れとともに生きていかなければならないのです」と述べているところです。

- (5) 液状化現象について、沖縄県は、「沖縄県地震被害想定調査報告書（概要版）平成22年3月」を発表していますが（甲D14）、その3-19～26頁では、沖縄本島南西沖地震、久米島南東沖地震、久米島北方沖地震、沖縄本島北方沖地震、沖縄本島南部断層系地震、伊祖断層地震、石川-具志川断層地震及び沖縄本島直下プレート内地震という、唯一、宮古・八重山地域を震源とする地震のみを除く残りの全ての想定された地震並びに一律地震動において、泡瀬地区を含む中城湾沿岸域一帯は、すべて「液状化の危険度が極めて高い」「液状化の危険度が高い」にランクされています。

また、東日本大震災に関して、2011年8月、国土交通省関東地方整備局と公益財団法人地盤工学会により、「東北地方太平洋沖地震による関東地方の地盤液状化現象の実態解明報告書」（甲D16）が発表されました。同報告書では、「今回の地震における液状化発生地点は、微地形区分では埋立地が最も多く35.1%を占め、次いで、三角州・海岸低地（16.2%）が多いことが分かった」などとされ、河口・海岸・埋立地での液状化被害が過半数を占めていたことが発表されています。さらに同報告書においては、液状化現象の発生地点が地形改変の年代別に分類されています。土地改変履歴に関して、「改変なし」の液状化発生地が1箇所だったのに対し、1945年以前に土地改変された液状化発生地が18箇所、1945-70年が37箇所、1970-80年が30箇所、1980年以降が14箇所であったことが明らかにされています（甲D16の61～62頁）。

このように、政府と専門学会が行った年代分けで最新の時期とされた「1980年代以降」の、新しい埋立地等においても液状化現象が発生しており、近年の土木技術をもって法令に基づいて埋立等の土地改変事業を実施し

ても、液状化現象は現に発生していることが確認されているのです。

以上のことから、東日本大震災は、本件事業地のような埋立地においては、液状化現象発生のおそれが高く、特に入念な液状化対策を実施する必要があることを提起したものとイえるでしょう。

- (6) 沖縄本島においても巨大地震や高波高の津波への災害対策が必須であること、本件事業の行われる中城湾の干潟・浅海域やその沿岸地域は液状化の危険が極めて高い地域であり、かつ、技術の高度化した近年に埋め立てられた土地においても液状化現象が起こりうることなどは、東日本大震災の以前からも相当程度明らかにされていたところであり、ましてや、東日本大震災発生後においては、当然に無視することのできない想定すべき事柄となっているものです。

ところが、事業者は、連日の報道等から東日本大震災の被害を眼前にしていたにもかかわらず、本件埋立事業の地震・津波・液状化現象対策につき、東日本大震災を踏まえた上で、それぞれが十全なものとなっているかの検討をすることもなく、東日本大震災前にとりまとめた計画のまま、2011年4月26日、変更の許可、変更の承認の申請に及んでいるのです。

なお、埋め立て完了後に何らかの対策をするという話もあるようですが、事業者が主張する事後的に液状化現象対策を行うなどということは、変更の許可、変更の承認申請書には、一切記載されていないところであり、また、現時点においてもその具体的な内容は一切明らかとなっていないのであり、変更の許可、変更の承認の際には、そのような事情は考慮すべき事情とはなり得ないものです。

なお、平成26年度沖縄県工事予定に「橋梁/ヤード地盤改良工事」(甲D59号証)があります。これは、沖縄県が施行するアクセス道路(橋梁)の工事のためのヤードの地盤改良事業と思われます。その場所は、埋立地の一部であり、国の埋立地ですが、なぜ沖縄県が地盤改良工事をしなければならないのか不明です。また、国の埋立地はここだけではありません。この部分の地盤改良事業を行うことは、埋立地の他の部分も軟弱地盤(液状化対策を要する地盤)であることを、沖縄県が自認しているようなものです。

沖縄県・市はこれまで埋立地は液状化が起こりにくい場所、埋立完了後に液状化対策が必要であれば、対策するといってきましたが、これは偽りであり、埋立地は液状化対策が必要な場所であることが明らかです。

- (7) 次に、液状化について、経済的合理性の観点から述べます。

液状化対策でもっとも有効だと思われるのは、ディズニーランドも採用していたサンドコンパクション工法だと思われます。

液状化対策を施すのであれば、液状化現象を防ぐ必要のある範囲内の造成

土地全域にサンドコンパクション工法などの有効な地盤改良工事を施さなければならぬのであり、その費用は膨大なものとなるでしょう。そのような高価な対策は、強大な集客力によって収益の上がる「東京ディズニーランド」のような施設であるからこそできたところだと思われます。

本件埋立地について、現在予定されている液状化現象への対策としては、県、市ともに事後の適切な対応を謳ってはいるものの、その具体的な内容（工法、施工範囲、施工の深さ等）や費用の額について一切明らかになっていません。それどころか、圧密沈下を促進させる地盤改良として、被告県知事は事業費に計上して強制圧密工法を行うとしたのですが、この工法は、そもそも、造成地の供用後の地盤沈下等を防ぐために必須の対策であり、強い地震動に伴う液状化現象が発生するリスクの有無にかかわらず行われるべき性質のものであります。結局、液状化対策については現時点で白紙であることが分かりました。

そのため、液状化現象のリスクが埋立造成完了時点において改めて確認された際には、事業費として見込んでいなかった想定外の巨額の費用負担が重くのしかかってくることとなります。そのような不明瞭な費用負担のおそれがあることからすれば、本件事業に経済的合理性があると断言することは到底出来ないはずです。支出の額が未定なのですから、当然のことです。

- (8) この点について、被告らは、「仮に（液状化対策）費用が発生しても、土地のマイナス評価として反映され、県が国から取得する土地価格が下がるため、…県の事業費に大きく影響することはない」と言っています。しかし、液状化対策費用の全額または県の事業費が影響を受けないほどの大部分を、土地のマイナス評価として国に転嫁できるとする、国と県との合意文書が公表されたことはありません。さらに、仮に、液状化対策費用が、県が国から取得する土地価格の低下で国に転嫁すること自体ができたとしても、どの程度の対策までが反映されるかについては明らかではありません。採用された液状化対策が高価であっても、どこまでも国に転嫁できるかは明示されていないのです。被告らの言うように、「土地利用等を勘案し」で行われる液状化対策費用が本当に国に転嫁されるとするならば、本件埋立事業が完了して土地が造成されても、その後の、沖縄市の事業計画や、計画推進過程での入居者の施設建設計画によって液状化対策費用は大きく変動し、国は事前に事業費用を適正に見積もれないことになってしまいます。

結局、「土地のマイナス評価として反映され、県が国から取得する土地価格が下がる」との被告主張は、国の財政支出の適正を損なう恐れのある大きなものであり、このような契約が国と交わされたとするには合理的な疑いがあると言わざるを得ません。

なお、情報公開で入手した、沖縄県と沖縄市の新土地利用協定書（新証拠号証）には、埋立地の土地の譲渡価格・時期については、

「第2条 区画道路、公園、上下水道等の基盤施設の整備については、甲乙は協力して国庫補助事業の導入に努め、乙が実施主体となり整備するものとする。

2 前項に基づき工が整備した基盤施設については、乙に譲渡するものとする。」

「第4条 甲は、乙が予算において債務負担行為を設定し、甲と乙において、別添2の国有地取得区分に基づき、乙が工から土地を購入する時期及び価格等について協議書を締結したあと、国と国有地譲渡に係る協議を行い、国より土地の譲渡を受けるものとする。」

「第5条 乙葉、前条協議書に基づき速やかに工から土地を購入するものとし、甲は必要に応じて地盤改良を行うものとする。

2 譲渡価格については、国からの土地の購入火、土地の整備、各種調査等に要する諸費用を含めるものとする。」

と記載されているだけであり（甲 B21）、譲渡価格は現時点で決まっておらず、また液状化対策の費用を差し引いて国から県に、また県から市の譲渡することなども根拠がありません。

また、平成25年12月10日に新しく作成された協定書によれば、第2条は次のように変更されています（甲 D60）。

「第2条 区画道路、公園、上下水道等の基盤施設の整備については、甲乙は協力して国庫補助事業の導入に努め、別紙1の処分区分に基づき、乙が実施主体となり整備するものとする。」

これまで甲乙双方の責任であったものが、乙（沖縄市長）が全責任を負わされています。国庫補助事業が導入されない事業について、沖縄市はどのように、そしていくら費用負担させられるのでしょうか。

6 台風被害について

(1) 沖縄は台風銀座と呼ばれ、最近の台風は「大型化」していると言われています。台風はこれからも沖縄（泡瀬埋立地）に襲来します。過去に記録されたデータによると、台風の際の波高(有義波高)は、10mを超えているものが多いです（但し、このデータは津堅島でのデータ及び本島各地のデータ。泡瀬埋立地でもこの値に近い波高があったと想定される）。

国施工の埋立地の地盤高は C.D.L で 6.3m(海拔では 5.08m)、県施工の埋立地の C.D.L は 4.0m(海拔では 2.78m)ですから、大きい規模の台風が襲来すれば、埋立地は長時間波に襲われ海水が溢れる場所になることは、2011年台風9号の1区埋立地の被害例をみても明らかであり、埋立地に「諸施

設」ができていたら、台風後の諸施設のメンテナンスに莫大な金額が必要になることが予想されます。ところが、沖縄県・国の埋立変更届けでは、台風被害、台風対策については何も記載されていません。

- (2) 沖縄県の変更届書（甲 A 1 号証、1-2）の「地盤高を決定した考え方」では、「本港における計画潮位は C.D.L+3.20m であり、異常気象時による被害が生じないよう十分に安全性を見込むとともに・・・」と記載されています。

しかし、台風 23, 4, 9, 15, 6, 17 各号のデータに照らし合わせると、準備書面で主張したように、「地盤高を決定した考え方」の「本港における計画潮位は C.D.L+3.20m であり、異常気象時による被害が生じないよう十分に安全性を見込む」云々は、間違いであり、2011 年台風 9 号のような台風が襲来したら「被害が生じる」ことが分かります。沖縄県の考え方は、単に「潮位」だけを想定し、台風時における高波に対応できていないことが明白なのです。国の変更届書（甲 A 1 号証、1-5）でも「地盤高を決定した考え方」で沖縄県と全く同じ記載である。国施工の埋立地の地盤高 C.D.L+6.3m は、台風 9 号の時の最高潮位 3.08m の時の海面との差は 3.22m あるが、10.19m の波の襲来が 56 時間も続いたら、海水（波）の被害を受けることもまた明らかなことです。

台風時の高波浪と高潮が重なり、大被害をもたらした最近の事例に、平成 25 年 11 月 7 日～8 日にフィリピンの各島を襲った台風 30 号があります。この台風では高波浪と高潮が重なり、1290 万人が被災を受け、甚大な経済的損失を与えた。この台風の被害は日本も調査をしており、台風対策の教訓とすべきとされています（甲 D 6 1）。

- (3) 沖縄は、これまで幾度となく台風が襲来しており、今後も幾多の台風の襲来が予測されます。台風の襲来は、これまでも多くの甚大な被害を生じさせ、特に、海岸近くでは、台風接近と満潮が重なると潮位が異常に高くなり、被害が大きくなるのです。

泡瀬干潟埋立地は干潟・浅海域を含む「沖合埋立」であり、海中に浮かぶ人工島であり、当然のことながら、周囲は海です。この泡瀬干潟埋立地は台風の被害を受けやすいことは、これまでの台風被害の例をみても明らかといえます。

ところが、この泡瀬干潟埋立地は、これまで示してきたように、台風に対する災害防止、特に台風接近と満潮が重なった時の異常潮位の時の高波に対する対策が全くなされていません。沖縄県や国が施工する埋立地の地盤高（県 C.D.L+4m、国 C.D.L+6.3m）は、「異常気象時による被害が生じないよう十分に安全性を見込む」ものとはなっていないのです。

7 「沖縄県津波被害想定検討結果について」(甲D46)

(1) 2013年(平成25年)1月28日に発表された「沖縄県津波被害想定検討結果について」は、原告らと被告らの議論を一蹴するほどのインパクトを持つものでした。

即ち、今回の調査結果は、これまで双方が主張していた予想遡上高・浸水域をはるかに上回るような津波が起こりうることを、沖縄県が公式に発表したものであり、被告らがこれを軽視することは到底できない内容になっているのです。

(2) この調査結果及び後日発表された沖縄市泡瀬のデータによれば、本件埋立地の近隣の場所(沖縄市泡瀬・海邦町)に襲来する最大クラスの津波の最大遡上高は、海拔7.9m(CDL9.1m)であり、本件埋立地も同程度の津波最大遡上高が予想され、県埋立地(地盤高CDL4m)、国埋立地(地盤高CDL6.3m)は水没し、甚大な津波被害を受けることが明らかになりました。また、現在の護岸の高さ、地盤高では最大遡上高、海拔7.9m(CDL9.1m)の津波に対応できないこともまた明らかです。

	埋立地の高さ	予想される津波の最大遡上高	差
県埋立地	CDL4m	CDL9.1m	5.1m
国埋立地	CDL6.3m	CDL9.1m	2.8m

上記の表を見れば一目瞭然ですが、県埋立地については、埋立地の地面から5.1mの高さの津波が、国埋立地については埋立地の地面から2.8mの高さの津波が襲うことになり、そこにいる人間は直ちに波に流され、最悪命を失うという結果が容易に予想できます。

以上のことは、沖縄県が津波被害想定検討委員会を設置して調査の結果判明したことであるが、埋め立てにあたり災害防止に十分配慮しようと思えば、本件調査を先行させ、本当に安全な埋め立て計画を策定することは十分に可能でした。

即ち、本件埋立免許の変更承認申請は2011年4月26日になされ、同年7月19日にこれが許可されています。しかし、今回の調査を行うきっかけとなった東日本大震災は2011年3月11日に発生しています。大震災発生から約1か月半後に変更申請がなされているわけですが、その申請書類一式(甲A各号証)を見る限り、これまで想定していなかった規模の地震・津波(しかし現に発生したこと、また今回の調査結果でも発生しうることが明らかになったことから、2011年3月11日以降は、「調査すればその発生が想定できる地震・津波」と言うべきです)が発生した場合を踏まえた

埋立地の構造変更、避難経路、避難場所の確保などが検討された跡は見当たらないのです。

沖縄県総務部防災課が市主催の「津波避難ビル・タワー計画に関する」説明会（平成26年2月1日）で配布した資料（甲D62号証）によれば、泡瀬干潟埋立地等は「津波避難困難地域」に指定されています。沖縄市は、泡瀬干潟埋立地等は「津波避難困難地域」と認識しているのです。しかし、現時点では、泡瀬干潟埋立地には、避難高台、避難ビル、避難タワーなどの予定は無く、同埋立地の人命は失われる危険性が高いのです。

- (3) 今回の変更申請は、前訴判決確定後に、時間をかけて行われたものであろうことは容易に推測できます。その後、不幸にも東日本大震災が発生し、多くの人命が失われたわけですが、大震災をきっかけとした検討がなされていないことからすれば、これまでの作業が無駄になることを嫌って、今回調査結果のような結果が公表される前に大急ぎで申請がなされたことが伺われます。

以上のとおり、現に調査及びその調査結果に基づき、災害防止に最大限配慮した埋立事業内容への変更（廃止を含む）が、申請及び承認前に可能であったにもかかわらず、そのような手続きを踏まえず、単に従前の計画を縮小したようにみせかけてなされた埋立免許変更承認は、「災害防止に十分配慮せられたるもの」とは言えないことが明らかである。

なお、そのような津波からも避難すればよいという話もあるかもしれませんが、現に埋立地に高台の設置は計画されていない（土地利用計画が決まった後に作ることは出来ない）し、津波避難ビルもどれがそうでそれによっていったい何人の人が避難できるかも不明な状況です。このような状況の中で、現在の設計のままで工事を続行することは許されないというべきです。

- (4) もし、このまま計画通りに埋め立てが進み、調査結果通りの津波が発生し、人命が失われるようなことがあった場合、これは避けることが出来た被害であることは明らかであり、人災の最たるものとなるでしょう。今進められている本件埋立事業が、3・11東日本大震災を教訓に、そして、「沖縄県津波被害想定検討結果について」の報告をもとにして、根本から見直しされ、本県埋立事業に公金が支出されることがないよう、願います。

- (5) なお、この調査結果は、本事業の経済的合理性も失わせるものであるといえます。

即ち、仮に事業者が、大地震・津波の発生により引き起こされるであろう被害を軽視し現行の計画のまま埋立を進行するとしても、沖縄県自身が設置した検討委員会の調査結果が上記のようなものである以上、沖縄県はもちろん、沖縄市も上記調査結果に従って地盤高を上げる等の事後的対応を

必ず取ることになります（今回、県自身の調査の結果で地震・津波の危険性が明らかになったにもかかわらず、何らの対応も取らないということはいくらなんでもあり得ないでしょう）。

その場合、必ず現在予定されている埋立に関する費用以上の支出が必要になりますが、広大な埋立地の地震・津波対策が数十万円とか数百万円で出来るはずもなく、莫大な予算がかかることは誰の目にも明らかです。

従前の計画どおり埋立を進めた後、地震・津波対策にかける予算が獲得できず、結局安全な埋立地としては利用できませんというのでは、そこに立地する企業はおろか、一般の観光客すら来ず、到底事業の経済的合理性を保つことは出来なくなります。

逆に、今すぐ調査結果に対応すべく種々の方策を取るとすれば、それは想定される被害を重要視し被害軽減を図ることになるのであるから称賛されるべき対応ではありますが、そのために想定される莫大な費用は現在の計画には計上されておらず、ただでさえ税金を使用しておきながら毎年赤字が生まれる本事業が、なおさら多くの損失を発生させる無駄な事業に変貌することになってしまいます。

結局、現行の計画のまま埋立事業を進めたのでは、地震・津波の調査結果に対応しなければ「災害防止につき十分配慮」していないとの誹りを免れないし、すぐに調査結果に対応しても、また将来これに対応するとしても、本件計画は経済的合理性を満たすことが出来ないのです。

従って、本件埋め立て免許変更承認後の計画に関して公金を支出したり、契約を締結したり、債務負担その他の行為をすることは許されないのです。

どうしても埋立がしたいのであれば、災害防止に十分配慮したと評価されるだけの計画を練り直し、その計画であっても経済的合理性があるといえる状況を作り上げてから、再度埋立免許の申請をすればよいと思います。

(6) なお、参考までに南海トラフ地震が発生した場合の被害について、内閣府作業部会発表（2013年3月18日発表、2013年3月19日「琉球新報」掲載、甲D50）によると、沖縄県の被害総額は1,000億円（災害廃棄物処理300億円、建物200億円、資産100億円、港湾100億円など）となっており、本件泡瀬埋立地は甚大な被害が想定されます。

以上